

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6-外1-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【会社名】 スリーエム カンパニー
(3M Company)

【代表者の役職氏名】 マイケル・M・ダイ
アソシエイト・ゼネラル・カウンセラー兼秘書役
(Michael M. Dai, Associate General Counsel and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市
スリーエムセンター
(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 野 村 卓 矢

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)の取得にかかる新株予約権証券
当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【今回の募集金額】 0円(注1)
151,491,123円(見込額)(注2)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の予定総額
(注2) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定金額(見込額)

【発行登録書の内容】

提出日	2024年2月28日
効力発生日	2024年3月7日
有効期限	2026年3月6日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額: 0円(注3) 6,000,000,000円(注4) (注3) 新株予約権証券の発行価額の予定総額 (注4) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定総額

【これまでの募集実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (注5)	減額による 訂正年月日	減額金額
6-外1-1	2024年5月30日	152,210,653円	-	-
(注5) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定金額(見込額)				
実績合計額		152,210,653円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

0円(注6)
5,847,789,347円(注7)
(注6) 新株予約権証券の発行価額の予定総額の残額
(注7) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定総額の残額

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注8) 本書において別段の記載がある場合を除き、「3M」又は「当社」は、スリーエム カンパニー及びその子会社をいう。

(注9) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」又は「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1.00ドル = 157.74円(2024年6月18日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値)の換算率により計算されている。

(注10) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新株予約権証券の募集】

(1) 【募集の条件】

発行数	11,213(見込数)(注1)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	なし
申込単位	1個
申込期間	2024年7月1日から2024年7月31日(注2)
申込証拠金	なし
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター 3M Company 3M Center, St. Paul Minnesota 55144, U.S.A.
割当日	2024年8月1日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 「発行数」は、新株予約権の目的となる株式数と同数(見込数)を記載した。

(注2) 申込期間は、適格従業員(以下に定義される。)が本プラン(以下に定義される。)への参加申込を行える期間である。

(摘 要)

本募集は、2023年11月6日開催の取締役会の報酬・人材委員会の会議における決議により修正され、2023年11月6日開催の取締役会の報酬・人材委員会の決議により日本への適用が承認された3M カンパニー2012年改定ジェネラル・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン(以下「本プラン」という。)に基づくものである。

本募集は、本プランに基づき、当社の日本における子会社の適格性を有する従業員(プラン第2条の定義による。以下、「適格従業員」という。)約1,800名を対象に、新株予約権(以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」を除いて、「本新株予約権」という。)を発行するものである。

本プランに参加する適格従業員は、プラン管理者の定める申込手順に従うものとする。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本新株予約権は、本プランに基づき2024年8月の自己の報酬の3%から10%を株式購入資金として抛出し、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）における株式の新株予約権の付与日における公正市場価額の85%に相当する金額により、又は2024年8月の最後の取引日（以下「行使日」という）における公正市場価額がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価額に相当する金額により、当社の普通株式を購入することができる権利である。本新株予約権の対象となる株式数は、2024年8月の抛出額をNYSEにおける株式の新株予約権の付与日における公正市場価額の85%に相当する金額により、又は行使日における公正市場価額がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価額に相当する金額で除すことにより決定される。従って、当社の普通株式の時価が下落し、本新株予約権の行使価格が下落する場合は、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる株式数は増加する。ただし、抛出金の額は株価によって変動することはない。</p> <p>本新株予約権は、当社及びプラン参加会社の適格従業員に対し、希望する場合、当社の株主になるための簡便な方法を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各参加者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する抛出額により決まる。参加者はプランから脱退することができ、また抛出率を変更することも可能である。そのため、行使価額の下限及び資金調達額の下限は定められていない。</p> <p>各参加者は、ひと月あたり500株を超える株式を対象とする新株予約権は付与されないものとする。ただし、株式の上限は、株式の再編成又は分割の場合、適切に調整される。</p> <p>当社の決定による、当社による新株予約権の取得を可能とする旨の条項はないが、当社取締役会の報酬・人材委員会により本プランが終了される可能性がある。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式（1株当たり額面金額0.01米ドル）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で11,213株(見込数)(注1)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき、85.65米ドル(13,510円)(見込額)(注2)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>151,491,123円(見込額)(注3)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格： 1株当たり 85.65米ドル(13,510円)(見込額)(注2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本金組入額： 1株当たり 0.01米ドル(2円)</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2024年8月30日(注4)</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター 3M Company 3M Center, St. Paul Minnesota 55144, U.S.A.</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本プラン第8条及び第9条を参照のこと。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>該当なし</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	新株予約権の行使前に当社が他社と合併又は統合した場合、状況に応じて、当該合併の存続会社又は統合された会社の株式の発行において公平となるよう適正な調整が行われる。

- (注1) 各プラン参加者の新株予約権は、2024年8月の最終の取引日（以下「行使日」という）において、当該月に従業員の承認した給与天引きを通じて株式購入のために拠出した資金（前月から繰り越された金額を含む。）によって、NYSEにおける株式の新株予約権の付与日における公正市場価値の85%に相当する金額により、又は行使日における公正市場価値がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価値に相当する金額により、各参加者の名義において株式を購入するために、自動的に行使される。公正市場価値は、NYSEにおける当該株式の高値と低値の平均値をいう。したがって、本募集時点においては、上記「本新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大拠出見込額（本募集の対象となる日本の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の現報酬（プラン第1条の定義による。以下、「現報酬」という。）の10%を拠出したと仮定した場合の金額）151,491,123円を、2024年6月18日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(100.77ドル(15,895円))の85%の価格(85.65ドル(13,510円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。
- (注2) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である（注1参照）。そこで、便宜上、2024年6月18日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(100.77ドル(15,895円))の85%の価格(85.65ドル(13,510円))を見込額とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に見込額として算出した。
- (注3) 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である（注1参照）。そこで、行使日における適格従業員による最大拠出見込額（本募集の対象となる日本の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己現報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額）151,491,123円を記載した。
- (注4) 行使日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

（ 摘 要 ）

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

参加者は、新株予約権の行使により取得した株式が各参加者の口座に記録されるまで当該株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。配当については、各参加者が本プランに基づき株式を購入した後は、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。

株券の交付方法

新株予約権の行使により取得した株式は、本プランの記録者により開設される参加者の口座に記録される。新株予約権を行使することにより取得された普通株式の株券について、当社は、当該株式が上場するまでの間、あるいは、1933年米国証券法に基づき登録されるまでの間、又は州法若しくは海外の規制に基づき登録が必要な場合はかかる登録がなされるまでの間、発行又は交付することを求められない。

行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、当社及びプラン参加会社の適格従業員に対し、希望する場合、当社の株主になるための簡便な方法を提供することである。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、当社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを持つことが期待される。また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。なお、本プラン第4条及び上記の「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質」において説明するとおり、本プランに基づく発行株式数の上限が設けられているため、希薄化は制限されている。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権の行使の条件等は、本プラン及び本プランへの申込契約（米国外参加者に対する追加条件等を含む。）に定められるものとする。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

参加者は本新株予約権の行使により取得した株式について、かかる行使日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、当該参加者の死亡の場合、また、参加者の退職又は雇用の終了後は、かかる株式を売却することができる。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
151,491,123円 (注)	0円	151,491,123円

(注) 「払込金額の総額」は、本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の現報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額151,491,123円(見込額)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定される。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本発行登録追補書類に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」において「本新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

1,503,670個（見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本報告書の提出日時点においては、本新株予約権の発行数は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大抛出現見込額(128,789,377米ドル(20,315,236,328円))を、2024年6月18日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(100.77ドル(15,895円))の85%の価格(85.65ドル(13,510円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式 (1株当たり額面金額0.01米ドル)

2 株式の内容

当社普通株式の保有者は株主の権利及び議決権を専有的に有するものとする。普通株式保有者は、当社の株主名簿に記載された株主の保有する株式1株に対し1議決権を持つものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：1,503,670株(見込数)

かかる株式数は、株式の種別変更又は株式分割の際には適正に調整される。

（注）本書提出日現在、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大抛出現見込額(128,789,377米ドル(20,315,236,328円))を、2024年6月18日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(100.77ドル(15,895円))の85%の価格(85.65ドル(13,510円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個につき、85.65米ドル(13,510円)(見込額)

かかる見込額は、株式の種別変更又は株式分割の際には適正に調整される。

（注）本書提出日現在、本新株予約権1個あたりの行使時の払込金額は未定である。そこで、便宜上、2024年6月18日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(100.77ドル(15,895円))の85%の価格(85.65ドル(13,510円))とした。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2024年8月30日

（注）行使日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プラン第8条及び第9条を参照のこと。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.01米ドル(2円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可。

(3) 発行方法

当社又は当社の特定関連会社を含む関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員約61,943名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コスタリカ、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ドイツ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、スペイン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

128,789,377米ドル(20,315,236,328円)(見込額)

(注) 手取金の総額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(128,789,377米ドル(20,315,236,328円))(見込額)を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額(128,789,377米ドル(20,315,236,328円))(見込額)は、希薄化防止の為に自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況及びその他の状況に応じて決定される。

(7) 新規発行年月日

2024年8月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特記事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(ロ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ハ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ニ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ホ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ハ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の「第一部 証券情報、「第4 その他の記載事項」に、以下に掲げる「3Mカンパニー2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

3Mカンパニー2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン
(2023年11月修正)

第1条 定義

本プランの目的上:

- 1.1. 「本プラン」とは、2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランを意味し、その規定は本書に記載される。
- 1.2. 「当社」とは、デラウェア法人である3Mカンパニーを意味する。
- 1.3. 「株式」とは、1株当たり額面金額0.01米ドルの当社の普通株式を意味する。
- 1.4. 「参加者」とは、本プランに規定の方法で給与天引きを承認した従業員を意味する。
- 1.5. 「現報酬」とは、各参加者の各給与期間にかかる給与天引き前の実際の総収入を意味する。
- 1.6. 「正規従業員」とは、当社又は指定関連会社の雇用記録及び情報システムに正規従業員であると認識されている個人を意味する。当該用語は、当社又は関係会社若しくは子会社の雇用記録及び情報システムに臨時従業員として認識されている個人、あるいは当社又は関係会社若しくは子会社の独立請負者又は貸与従業員は含まない。
- 1.7. 「効力発生日」とは、第12.1条に従って決定される、本プランが効力を発生する日を意味する。
- 1.8. 「内国歳入法」とは、改正1986年米国内国歳入法及びその承継法を意味する。
- 1.9. 「関係会社」とは、(i)当社が直接又は間接に支配する、支配される又は共同支配する事業体及び(ii)当社が重要な持分利益を保有する事業体を意味し、いずれの場合も委員会によって決定される。
- 1.10. 「子会社」とは、現在又は今後存在するかを問わず、内国歳入法第424条(f)に定義される、当社の「子会社企業」を意味する。
- 1.11. 「指定関連会社」とは、取締役会又は委員会が本プランへの参加を随時指定する関係会社又は子会社を意味する。
- 1.12. 「取締役会」とは、3Mカンパニーの取締役会を意味する。
- 1.13. 「委員会」とは、取締役会の報酬・人材委員会を意味する。

第2条 適格従業員

当社又は指定関連会社の正規従業員は、18歳に達した月の翌月に本プランに参加する資格を有するものとする。

第3条 参加の選択

- 3.1. 適格従業員は、現報酬からの任意の給与天引きによってのみ本プランに参加することができる。
- 3.2. 本プランに参加することを選択した適格従業員は、プラン管理者の定める申込手順に従うものとする。かかる手順により、申込みの翌月に開始する最初の給与期間までに開始し、従業員がプランから脱退するまで、又は何らかの理由で当該従業員のオプションが終了するまで、従業員の現報酬からの定期的な給与天引きがなされる。

第4条 オプションの付与

- 4.1. 本第4条の規定に従うことを条件に、各暦月の最終営業日現在の各参加者の口座残高で購入できうる数の株式に対するオプションが、各月のニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の最初の取引日に各参加者に付与される。
- 4.2. いかなる参加者も、1月の募集期間当たり500株を超える株式を対象とするオプションを付与されないものとする。株式の再編成又は分割の場合、上記の数は適切に調整される。
- 4.3. いかなる参加者も、オプションが未行使の場合においてはいつでも、1暦年を通じ、公正市場価額（オプション付与時に決定される）による25,000米ドルを超える割合で本プランに基づく株式を購入する権利を認めるオプションを付与されないものとする。
- 4.4. いかなる参加者も、オプションの付与直後、当社株式の全種類における議決権合計の5%以上を保有することになる場合、本プランに基づく株式を購入するオプションは付与されないものとする。

第5条 オプションの価格

株式1株当たりのオプションの価格は、NYSEにおける株式の、オプションの付与日における公正市場価額の85%とする（偶数セント単位に切り上げる）。公正市場価額はNYSEにおける当該株式の高値と安値の平均値とする。

第6条 給与天引き

- 6.1. 参加者は、本書第4.2条第4.3条及び第4.4条に記載の上限を条件として、現報酬の3%から10%を超えない任意の整数の割合の給与天引きを選択することができる。オプション付与の前には天引きは開始しない。
- 6.2. 参加者は、プラン管理者への参加選択を更新することで、第6.1条の上限内で、かかる給与天引きの金額をいつでも増減することができる。変更は、プラン管理者が更新された参加選択を受領後、管理上可能な限り速やかに給与天引き記録を更新し、効力を発生する。
- 6.3. 給与天引きは、参加者の雇用主が定義する各月の最後の給与日に本プランに基づく各参加者の口座に貸記される。

第7条 プラン口座

参加者の現報酬から当該参加者の承認に従って差し引かれた資金はすべて、本プランに基づく当該参加者の口座に貸記されるものとする。参加者は、自らの口座に別個の現金支払いを行うことはできない。

第8条 オプションの行使

- 8.1. 各月の最終営業日に、参加者の口座に最低1株の株式を購入できる資金がある場合、かかる参加者のオプションはかかるオプションのオプション価格により自動的に行使されるものとする。各月の最後の営業日に、参加者の口座に最低1株の株式を購入できる資金がない場合、資金はかかる口座に残したままとし、翌月に株式の購入に使用できる。
- 8.2. 行使日にNYSEにおける株式の公正市場価額が参加者のオプション価格より低かった場合、当該オプションは、行使日のNYSEにおける株式の公正市場価額に基づき行使するものとする。
- 8.3. 参加者のオプションの行使後実務上可能な限り速やかに、かかるオプションの行使により購入した株式は、本プラン管理者により開設される参加者の口座に貸記される。

第9条 参加の終了

- 9.1. 任意の給与天引きで参加している参加者はいつでも、本プラン管理者の参加選択更新の指示に従うことで、それ以上の給与天引きを中止することができる。かかる場合、参加者の口座に残存する残高は、第8.1条の規定に従って、追加の株式を購入するために使用される。
- 9.2. 本プランに基づく参加は、参加者の死亡又はいかなる理由でも雇用の終了の日付で自動的に終了し、参加者の口座に貸記された金額（もしあれば）は、第8.1条の規定に従って追加の株式を購入するために使用される。ただし、最低でも株式1株を購入するのに十分な現金が参加者の口座にない場合、当該口座に貸記された金額は参加者に返金される。
- 9.3. 承認済みの退職は、第9条の目的上雇用の終了とはみなされない。

第10条 譲渡可能性

- 10.1. 本プランに基づき付与されるオプションは、（法の運用又はその他を問わず、）承継、譲渡、質権設定又は抵当権設定を行うことができず、執行、担保設定又は類似の過程の対象とならない。オプションの承継、譲渡、質権設定、抵当権設定、その他の処分、又は担保設定若しくは類似の過程の企図は、無効であり何ら効力を有さない。オプションは参加者によってのみ行使可能とする。
- 10.2. 参加者の口座に積み立てられた資金は、いかなる承継、譲渡、質権設定又は抵当権設定も行うことができず、かかる口座に積み立てられた資金の承継、譲渡、質権設定、抵当権設定又はその他の処分の企図は、無効であり何ら効力を有さない。

第11条 株式の発行及び売却

11.1. 2015年1月1日以後に購入した株式については、参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、かかる行使日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、かかる禁止は、当該参加者の死亡の場合は該当せず、株式の譲渡又は売却は可能とする。さらに、参加者の退職又は雇用終了後は、(プラン第11.2条に従うことを条件に、)かかる株式は売却できるものとする。

11.2. 2005年1月1日以後に購入した株式については、米国所得税の対象となる参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、当社が選択した指定のブローカーを通じた売却を除き、オプション行使日の1年後の応当日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、かかる禁止は、当該参加者の死亡の場合は該当せず、株式の譲渡又は売却は可能とする。

11.3 第11.1条又は第11.2条の規定に矛盾する時又は方法による参加者の株式の購入又は譲渡の企図は無効であり何ら効力を有さない。

11.4. 第11.1条又は第11.2条に記載の株式の売却又は譲渡への制限が失効するか又は適用されなくなった場合、参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式を売却又は譲渡することができる。

11.5. 本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、当社は、(i) 当該株式が上場される又は上場することが要求される株式取引所への上場前に、又は(ii) 登録が要求される場合、1933年米国証券法に基づく登録又は州法若しくは外国法に基づく登録前に、いかなる株券を発行又は交付することも求められない。当社は、当該上場又は登録が各オプションの行使後合理的な時点までに完了するよう最善を尽くし、当社による株式の交付は、上場又は登録が完了するまで繰り延べられる場合がある。

11.6. 参加者は、第8条に従って購入されたオプションが参加者の口座に貸記されるまで、オプションが対象とする株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。

第12条 プランの効力発生日及び改正又は終了

12.1. 本プランは、当社株主の承認後、1997年7月1日に効力を生じた。本プランは、当社株主の承認を条件に、2012年に修正再表示された。

12.2. 本プランは、取締役会が延長しない限り、効力発生日から5年後に自動的に終了する。取締役会は、決議により、各1年間の1回以上の追加期間、本プランを延長することができる。

12.3. 委員会はいつでも本プランを終了又は改正することができる。ただし、(i) 60,000,000株以上(株式分割調整後)の未発行の株式の発行の授権、(ii) 全額支払前の株式の発行許可、(iii) 給与天引きの割合の現報酬の10%超への増加、(iv) 株式が売却される1株当たり株式価格の削減、又は(v) 合計60,000,000株以上(株式分割調整後)の株式売却の授権については取締役会及び株主の事前の承認なしに改正してはならない。

12.4. 本プランの終了時、各参加者のオプションは、終了日に参加者の口座に貸記された資金で購入可能な端数株式の数で行使されるものとする。

第13条 運営

本プランは、委員会の指示に基づき管理運営される。本プランの運営には、様々な法令に従う必要がある。法律に適合するため、本プランの想定又は対象外の特別な状況に対応するため、又は本プランの運営を継続するために随時、本プランの要件の変更又は免除が必要となる場合がある。そのため、委員会は、1つ以上の子会社の正規従業員に本プランに基づく別個の募集を行い、本プランに基づく募集を停止し、子会社及び関係会社を第423条非適格プラン(下記第14条に定義される)に参加させる旨指定し、本プランの規定の解釈及び適用に関して生じる疑問を解消するために、本プランの規定に変更を行う権利を留保する。委員会は、本プランの規定にこれらの変更を実施するために本プランに基づく1つ以上の補足又はサブプランを採択することができる。本プランの解釈及び運用に関する委員会の決定は、最終的かつ決定的である。

第14条 権限の委譲

デラウェア法において認められる限り、委員会は、本プランに基づく一切の職務、責任及び権限を、委員会が設定する条件又は制約を条件として、当社の役員に委譲することができる。これには、関係会社及び子会社を本プランに参加するものとして指定する権限、本プランに基づき別個の募集を行う権限、本プランに基づく募集を停止する権限、並びに関係会社及び子会社を第423条非適格プランに参加するものとして指定する権限が含まれる。

第15条 株式配当、株式分割、株式削減、吸収合併又は新設合併

株式配当、分割又は株式数の減少にかかる基準日がオプションの期間中に生じた場合、株式数及びオプションの価格について、公平となるよう適正な調整が行われるものとする。

オプションの期間中に当社が他社と合併又は統合した場合、状況に応じて、当該合併の存続会社又は統合された会社の株式の発行において公平となるよう適正な調整が行われるものとする。

第16条 売出株式

本プランに基づきオプションの対象として売り出されうる株式総数は60,000,000株を超えないものとし、これらは自社株、随時買戻された株式、又は未発行の授権株式である。株式の再編成又は株式分割の場合、当該株式数には適正な調整が行われるものとする。

第17条 プラン口座の資金

参加者から天引き及び留保された資金は、米ドルで記録され、当社の指示に従って当社に送金されるものとする。各参加者の口座の資金は、当社が受領後、当社が管理し、参加者のオプションが行使される時点で株式の支払に充当される。

参加者の口座に保有される資金について、当社はいかなる利息も積立又は支払わない。

第18条 通知

委員会への通知は以下の宛先とする：

Compensation and Talent Committee
c/o 3M Secretary
P. O. Box 33428
St. Paul, MN 55133

第19条 その他会社の給付及び報酬プログラム

委員会が特に決定しない限り、参加者の本プランに基づくオプションの受領は、当社又は関係会社若しくは子会社の給付プラン又は退職金プログラムからの支払又は給付の算定の目的上、あるいはいかなる国の報酬法上も、参加者の通常の定期的な報酬の一部とはみなされない。さらに、当社又は関係会社若しくは子会社は、適切又は必要と考えるその他の報酬プログラム、プラン又は取り決めを採用することができる。

第20条 将来の権利

いかなる参加者も、本プランに基づく権利を当社又は関係会社若しくは子会社の雇用で維持することはできない。

第21条 プランの特徴

本プランは、内国歳入法第423条に起因する部分（「第423条適格プラン」）及び内国歳入法第423条に起因しない部分（「第423条非適格プラン」）の2つの要素から構成される。当社は、第423条適格プランが、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としての適格性を有することを意図している（ただし、当社は、かかる適格性を維持するいかなる保証又は表明も行わない。）。従って、第423条適格プランの規定は、内国歳入法第423条の要件に一致して、均一かつ無差別的に参加を拡大及び制限するものとして解釈される。

さらに、本プランは、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としては適格性がない第423条非適格プランに基づくオプションの付与を承認している。かかるオプションは、各指定関連会社の正規従業員の税務上、証券法上その他の目的を達成するために委員会が承認した規則、手順又はサブプランに従って付与されるものとする。本プランにおいて別段の定めのない限り、第423条非適格プランは、第423条プランと同様に運営、管理される。

第423条プランの目的上、子会社のみが指定関連会社となることができる。ただし、なんどきであっても、第423条適格プランに基づく指定関連会社である子会社は、第423条非適格プランに基づく指定関連会社とみなされることはないものとする。委員会は、いかなる指定関連会社についても、第423条非適格プランにのみ参加資格を有すると規定することができる。

第22条 内国歳入法第409条A項

第423条適格プランに基づき付与されたオプションについては、内国歳入法第409条A項の適用から除外されている。第423条非適格プランに基づき米国納税者に付与されたオプションについては、短期繰延報酬に対する適用免除に基づき、内国歳入法第409条A項の適用から除外されることを意図しており、いかなる曖昧性も、かかる意図に照らして解釈されるものとする。第423条非適格プランに基づき米国納税者に付与されたオプションは、オプションの対象となる株式が短期繰延期間内に交付される要件を含め、内国歳入法第409条A項で利用可能な短期繰延報酬に対する適用免除の要件を満たすような条項の対象となるものとする。内国歳入法第409条A項の対象となりうる参加者の場合、オプションの付与、行使、支払、決済又は繰延は、オプション又はその行使、支払、決済又は繰延が内国歳入法第409条A項の対象となると委員会が決定する範囲で、内国歳入法第409条A項を遵守する方法で行われるものとする。上記にかかわらず、当社は、内国歳入法第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適用することを意図しているオプションが、第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適用していない場合であっても、あるいは第409条A項に関し委員会が講じるいかなる措置についても、当社は参加者又はその他いかなる当事者に対しても責任を負わないものとする。

第23条 税の源泉徴収

本プランに基づき付与されるオプションの結果として取得した株式の購入又は売却より前に、参加者は、当社の見解による適用ある法律により求められる税の源泉徴収を全額、当社に支払うか、あるいは、かかる支払に十分な取決めを当社に対し提供しなければならない。当社又は子会社若しくは関係会社は、法律により求められる税金の支払いのために適切な数の株式を差し引き、あるいは当社又は子会社若しくは関係会社の見解によるかかる税の源泉徴収の義務をすべて満たすために必要なその他行為を行うために、本プランに基づき付与されたオプションの行使により取得した株式の売却代金から、本プランの参加者の口座から適用ある税を差し引く権利を有する。

第24条 準拠法

本プランの規定は、デラウェア州の法律に準拠し、これに従って解釈される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、2024年6月11日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2024年6月11日関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度2023年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年4月30日関東財務局長に提出

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「外国会社報告書」という。）に記載されている「事業等のリスク」の内容について、以下の記載と同じタイトルの事業等のリスクの内容を除き、当該外国会社報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更はない。また当該外国会社報告書に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において重要な変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もない。

世界経済及び外部状況に関連するリスク

* 当社の業績は、世界の経済状況、政治状況、規制状況、国際貿易、地政学及びその他の外部状況の動向と変化により影響を受ける。

2024年第1四半期中、当社は、収益の約55%を米国以外から得ていた。そのため、当社の業務並びにその事業戦略及び計画の遂行は世界において競争しなければならず、また、特に、当社が事業を展開する場所又は産業における、金融市場の混乱、景気後退、軍事紛争、テロ、公衆衛生緊急事態、国際貿易協定に影響を及ぼす又は関税及びそれに対する報復措置等の貿易制限を課す政府の行動につながる保護主義、経済ナショナリズム等の政治的変動及び傾向、並びに政府の赤字削減その他緊縮財政政策等の、当社の支配が及ばない経済及び地政学的なリスクにさらされる。米国及び中国間の、又はより広い意味での世界貿易摩擦など、具体的な貿易摩擦がさらに激化すれば、当社の世界中の事業及び業務が悪影響を受ける可能性がある。当社の事業はまた、当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客が事業展開する場所における社会状況、政治状況及び労働状況、調達状況や資本コストの不利な変化、金融政策、金利、インフレ、景気後退、商品価格、通貨変動又は為替規制、利益の本国送金能力、並びにその他当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客

が事業展開する法域の法規制にも影響を受ける。例えば、中国、欧州又はその他の主要市場における経済成長率の低下などの現地の経済状況又は見通しの変化は、当社の製品の需要又は収益性に影響を与える。

世界経済は、ロシアとウクライナとの間の紛争を含む軍事紛争の影響を受けている。米国及びその他政府は、ロシア国内の特定の産業セクター及び関係者に特定の製品の輸出規制並びに金融及び経済制裁を課している。3Mは2022年3月にロシアにおける子会社の業務を停止し、2023年6月、関連資産の売却を完了した。これらの地政学的緊張は、とりわけサイバー攻撃、サプライチェーンの寸断、エネルギー及びその他商品費用の上昇、消費者需要の低下、並びに外国為替相場及び金融市場の変動などを引き起こす可能性があり、これらのいずれも当社の事業及びサプライチェーンに悪影響を及ぼす可能性がある。

関連する環境規制及び社会規制を含む気候変動及び悪天候事象並びに自然災害は、自然資源の利用及び費用、エネルギー源及び供給、製品の需要及び製造、コンプライアンス・コスト並びに個人及び当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客が事業を展開するコミュニティの健康と幸福の側面において、当社又は顧客やサプライヤーに悪影響を及ぼす可能性がある。

* 外貨換算レート及びその変動は、売上高や収益の予想成長率の達成に影響を及ぼすことがある。

当社の財務書類はドル建てであり、上記の通り、収益のかなりの部分を米国以外から得ている。そのため、外国通貨に対する著しい米ドル高は、売上高と収益の予想成長率の達成に悪影響を及ぼす可能性があり、当社の経営成績は為替レートの変動に関連するボラティリティを経験する可能性がある。

法的手続き及び規制手続きに関連するリスク

* 当社はフルオロケミカル（フッ素系化学薬品）に関連する損害賠償問題を抱えており、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

以前報告したとおり、米国及び世界の政府は、当社が製造した、総称して「PFAS」として知られる幅広いグループのペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の規制をますます行うようになってきている。3Mは、様々な媒体における特定の化合物の存在に関して設定された排出基準及び制限の減少、並びにPFASのグループへの拡大包含を含む、PFASに関連するいくつかの世界的な規制動向を認識している。このような及びその他の世界的な規制動向の進展により、当社は調査、是正及びコンプライアンスを含む追加的な行動が必要となる場合があり、又は追加の訴訟及び実行行動コストが発生する場合がある。

当社は、当社が製造した、特定のPFASの環境及び人体に対する影響を調査する様々な自治体、州、連邦（主に米国環境保護庁（EPA））及び海外の諸機関に対し、自発的に協力してきた。

PFASグループには、耐油性、耐水性、耐温度性、耐化学物質性、耐火性といった特徴や、電気絶縁性といった特徴を有するなど、様々な耐性を有する化学物質及び材料のカテゴリーと種類が含まれる。炭素 - フッ素結合の強度は、これら化合物の質が容易に低下しないことを意味する。この特徴により、PFAS物質は、携帯電話、タブレット、及び半導体等の電子機器の製造にとって重要なものとなった。PFASはまた、手術衣や外科用ドレープといった医療製品の汚染を防ぐためにも使われる。民間航空機及び低排出ガス車もPFAS技術に依存している。PFAS化合物は、3Mを含め様々な企業が製造しており、3Mが製造したものを含め、日常的な製品に使われている。科学及び技術が進化、前進し、特定のPFAS化合物が長期間にわたり蓄積する可能性があるという知識と理解が出てきたことへの対応として、当社は、2000年、世界における2つのPFAS物質、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の製造を自主的に段階的に中止していくことを発表した。米国内での段階的な中止活動の大部分は2002年末までに完了した。製造中止には、特定の防水及び界面活性剤製品を生産するために使用された物質並びに水性膜形成フォーム(AFFF)や特定の食品包装用コーティング剤等を含む製品が含まれた。PFOA及びPFOS生産の段階的中止後、当社は、製品中の意図された物質としての購入材料における、又は3Mの現行製造プロセス、製品及び廃棄物の流れの一部の副産物としての特定のPFASの存在を、継続的に再調査、管理又は除去している。

1980年米国包括的環境対処・補償・責任法（「CERCLA」）及び類似の州法を含む一定の環境法では、当社は、場合によっては他の潜在的責任当事者と連帯して、現在又は過去の施設及び有害物質が放出又は廃棄された敷地外の場所における環境汚染の調査及び修復費用について責任を負う可能性がある。当社は、汚染の修復に対して何らかの責任を負う可能性のある多数の場所（その多くは米国内）を特定した。PFOA及びPFOSに係るCERCLA指定の結果として、並びにEPAがPFASに関連する追加提案を最終決定する範囲において、3Mは、3Mが業務を行っている場所又は3Mが廃棄物を処分した場所を含め、追加の調査又は修復活動を行わなければならない可能性がある。また、3Mは、これらの法律に基づく責任を有する他の事業体が負担する可能性のある浄化費用の拠出を請求する、当該他の事業体からの追加的な訴訟に直面する可能性がある。

2022年12月、3Mは、2025年末までにすべてのPFAS製造から撤退すること、並びに2025年末までに製品ポートフォリオ全体でのPFASの使用を中止するために取り組むこと、というPFASに関する2つの措置(2022年PFAS発表)を取ると発表した。3Mは、以下にさらに詳細に記載されるとおり、これらの目標に向かって引き続き進捗している。当社は、2022年第4四半期に資産の減損に関連した本発表に伴う税引前費用8億ドルを認識し、2022年PFAS発表に関連して追加費用が発生する見込みである。さらに、2022年PFAS発表には、当該撤退の実際の時期、費用及び財務的影響、当該撤退を完了する当社の能力、予想される時期又はそもそも完了するか、PFAS又は当社の撤退計画に関する潜在的な政府又は規制上の措置、3MのサプライチェーンにおいてPFAS含有物質の許容可能な選択肢を特定し製造する又は可能であれば第三者から調達する当社の能力、当該非PFAS選択肢が利用できない又は当該代替品が予想される又は望ましい商業的、財務的又は営業上の成果を達成しない可能性、当社の撤退計画又は当社が販売する製品に組み込まれた第三者製造のPFAS含有物質を含む製品に関連する潜在的な訴訟、並びに予定された撤退が予想よりも多額の費用を伴う、実現可能でない、当初予測

の時間枠で実現可能でない、又はその他当社の顧客及びその他相手方との関係にマイナスの影響を及ぼす可能性を含むリスクが伴う。

上記の通り、3Mは2025年末までにすべてのPFAS製造から撤退する方向に進捗している。3Mはまた、2025年末までに製品ポートフォリオ全体でPFASの使用を中止するよう取り組んでいる。3Mは、さまざまな用途の製品ポートフォリオ全体でPFASの使用廃止に向けて進捗している。3Mが製造しておらず、当社のサプライチェーンにあるPFAS含有製品に関しては、当社は引き続きPFASを含有しない第三者製品の利用可能性及び実現可能性を評価している。PFASを含有しない当該第三者製品の入手可能性と実現可能性に応じて、当社は、全て様々な業界の商業で広く使用されており、一部の場合は規制上又は業界基準で要求されているリチウムイオン電池、プリント基板並びに一定の密封材及びガスケットなど、3Mの製品ポートフォリオの特定の用途で使用されている、第三者によって製造されたPFAS含有物質の使用が、適用次第で2025年以降も継続される状況があるかどうか又は見込まれるかどうかを引き続き評価している。その他の場合、第三者が製造するPFASの使用を廃止するための代用品又は代替品の規制上の承認、顧客の再認証又は再資格認定は、2025年末までに完了しない可能性があるか、状況によっては完了しないと予想される。第三者によって製造されたPFAS含有製品については、当社は、PFASを含有しない第三者製品が入手可能であり、その採用が可能である限り、PFASを含有しない第三者製品の採用を2025年末以降も引き続き評価する意向である。

当社は、PFAS関連の様々な製品及び化合物に関する訴訟の被告となっており、また様々な法域において、PFASの製造と使用に関連し、提起前のもの及び提起済みのものを含め損害賠償請求や、政府の規制上の手続き及び調査の対象となっている。3Mに対して、州、郡、市及び公益事業のために、特に一般大衆への損害及び天然資源への損害賠償を主張して、公訴及び民事訴訟の提起が増加しており、その中にはAFFFの複数地区訴訟で係争中のもの及び他の法域で係争中のものもある。これら及びその他の開示された訴訟の様々な要因又は進展により、将来、3Mに重大な悪影響を及ぼす可能性のある費用が発生する可能性がある。例えば、2018年度第1四半期、当社は、地下水、表流水、魚又はその他の水生生物及び同州の堆積物中に存在するPFASに関連しミネソタ州から提起された事項の解決に関連し、弁護士費用その他関連する債務を含め、897百万ドルの税引前費用を計上した。さらに、2023年6月、当社は、PFASに関する米国の公共水道システムからの広範囲にわたる飲料水に係る請求を解決するため、集団訴訟和解（以下「PWS和解」という。）を締結した。裁判所は2024年3月に和解を承認した。PWS和解におけるすべての条件が満たされた場合、3Mは、特定の請求の放棄と引き換えに、PWS和解により放棄された請求を解決するために、合計105億ドルから125億ドルを支払うこととなり、支払いは2023年から2036年まで行われる。PWS和解に関連する予期しない事象（PWS和解について不服申立てがなされるか否かを含む。）及びPWS和解が他のPFAS関連事項に与える影響は、当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は連結財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ソルベンタムの分離に関連して、当社は、分離後の一定期間、ソルベンタムが販売した一定の製品のPFASに関する責任を負担することに合意した。

PFASに関連する政府の調査、訴訟又は法律及び規制により、損害賠償又はその他の費用、民事又は刑事手続き、罰金及び違約金、あるいは是正を行う命令を含むその他の救済策が必要となる可能性があり、また、制御技術の設置を求める当社の製造施設等における放出に対する禁止、施設業務の中止又は停止、代替供給源を探す切替コスト、供給中断による潜在的な顧客損害賠償請求その他、自然資源の回復及び/又は損害賠償、人身傷害及び物的損害賠償並びに当社が製造したPFAS及びPFAS含有製品の報告要件又は禁止を含め、今後当社の事業運営に対する制限又は追加費用が発生する可能性がある。上記のいずれかが、当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は連結財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業に関連するリスク

* 当社は、その事業転換の一環として、今後数年間にわたり全世界で展開予定であるエンタープライズ・リソース・プランニング・システム（「ERPシステム」）の段階的实施を含め、事業を支援し、専有及び機密情報を収集、保存及び/又は利用する上で情報技術（オペレーショナルテクノロジーを含む）システムを活用している。セキュリティ及びデータ違反、サイバー攻撃並びにその他当社のITシステム、ネットワーク及びインフラに関わるサイバーセキュリティ事象により当社の業務に中断又は支障が出る結果として、当社や顧客、サプライヤー及び従業員に帰属する専有及び機密情報が侵害及び漏洩され、当社が多額の費用、債務及びその他マイナスの結果を負う可能性があり、これらのいずれか又は全てにより、当社の事業、評判及び経営成績に悪影響が生じる可能性がある。

当社の通常の事業において、電子情報を処理、送信、保存し、また、様々な事業を管理、サポートして行く上で、一元管理とローカル管理によるITネットワークとシステムは不可欠であるが、その一部はベンダー及びその他の第三者が提供し、ホストであり、又は管理している。さらに、当社は、事業上の専有情報はじめとするデータを収集しており、一部事業の過程において、プライバシー及びサイバーセキュリティに関わる法規制や顧客の管理統制の適用を受ける秘密情報や個人情報にアクセスできる。組織犯罪者、国家組織、及び/又は国家が支援する者を含む第三者及び脅威者は、定期的に当社のIT及びオペレーショナルテクノロジーのネットワーク及びインフラ、データ及びその他の情報への不正アクセスを得ようと試みており、そのような試みの多くはますます洗練されてきている。当社では、（従業員や第三者に対するトレーニング、ネットワーク及びシステムのモニタリング、パッチ、メンテナンス、並びにシステム及びデータのバックアップを含む）サイバーセキュリティ対策及び事業継続対抗措置を講じているものの、当社システム又は当社のベンダー及び第三者サービスプロバイダーのシステムにおける既知の又は未知のハードウェア又はソフトウェアの脆弱性又はゼロデイ攻撃の利用の結果によるものを含む、内部関係者による脅威、侵害、損害、混乱又はシャットダウン、コンピューターウイルス、マルウェア又はランサムウェアの導入、サービスプロバイダー若しくはクラウドプロバイダーにおける障害若しくはセキュリティ違反、フィッシングの試み、従業員によるエラーや不正行為、停電、通信設備や共益設備の障害、システム障害、自然災害やその他大惨事に対し、当社のIT及びオペレーショナルテクノロジーのシステム、ネットワーク及びインフラは巧妙さの程度は様々だがサイバー攻撃を経験しており、今後も経験することが予想され、また上記の影響を受けやすい。当社では当初はCOVID-19公衆衛生パンデミックによりリモート勤務を採用したが、そのため、当社のITシステム、ネットワーク及びインフラはさらなる脅威及び中断のリスクにもさ

らされる。サイバーセキュリティ対抗措置を講じているものの、セキュリティの脆弱性又はサイバー攻撃が長期間、時には数か月、検知されないままとなり、また当社並びに当社が依存するベンダー及びその他第三者が行うセキュリティ対策及び既知の脆弱性の是正に関する優先順位の決定が、これらの攻撃に対する防御には不十分と判明する可能性もある。当社及び当社が利用する第三者は、当社の及び第三者のIT及びオペレーショナルテクノロジーのシステム及びインフラの侵害につながる可能性のあるサイバーセキュリティ事象にこれまで直面し、また今後も直面することが予測されるが、これまでのところ、かかるサイバーセキュリティ事象のいずれも当社に重大な影響を及ぼしたとは考えていない。サイバーセキュリティ事象又はIT若しくはオペレーショナルテクノロジーのネットワーク中断により、法的申立てや訴訟、米国、州又は外国の規制当局による捜査又は執行措置、米国及びその他法域のプライバシーに関する法令を含む適用法令に基づく責任又は罰則、当社の事業の中断、是正費用の発生、知的財産権の保護の喪失、顧客、サプライヤー又は従業員関係の喪失、並びに当社の評判の毀損のリスクを含む、数多くのマイナスの結果をもたらす可能性があり、これらのいずれも当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社では、サイバーセキュリティ上及び事業継続上の様々なリスクに対し保険に加入しているが、発生したコスト、損害額、費用又は損失の全額に対し保険が適用される保証はない。

* ポートフォリオの管理及びその他の事業戦略による買収、戦略的提携、事業売却、及びその他の戦略的事象により、将来の業績は影響を受ける可能性がある。

当社は、事業構成と組織構造を注意深く観察し、買収、戦略的提携、事業売却及び組織構造の変更を行なって来たが、今後もこれらを継続して行うことがある。事業買収及び戦略的提携に関しては、将来の業績は、適用ある場合、取得事業の迅速な統合と予想されたシナジー効果の実現並びに当社が提携から期待される利益を事業化し、引き出すことができる能力についての当社の力量に影響を受ける。事業分割には、当該取引に続いて、例えば、移行又は長期供給又は流通契約を通じて、分割した事業に継続的に関与することがあり、これは、適用ある事業分割契約において補償又は他のリスク転嫁のメカニズムを通じて予期せぬ負債をもたらす可能性がある。例えば、ソルベンタムの分離に関連して、当社とソルベンタムは、他方の会社の利益のために各社が一定のサービスを履行する又は商品を提供することを規定し、ソルベンタムによる補償義務又は不履行に関連する予期せぬ責任をもたらす可能性のある様々な契約を締結した。これらの契約の重要な条項の概要は、2024年3月13日にSECに提出されたソルベンタムの8-Kの別紙99.1として添付された、2024年3月13日付のソルベンタムの情報説明書の「特定の関係及び関連当事者との取引-3Mとの契約」の項に記載されている。上記のいずれも当社の将来の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場及び資本市場並びに税務事項に関連するリスク

* 当社の信用格付に変更があった場合又はベンチマーク金利が上昇した場合、資金調達コストが増加する可能性がある。

当社の信用格付は、3Mの資金調達コストにとって重要である。主要格付機関は定期的に当社の信用プロフィールを評価しており、3Mの債務についてランク付をしている。かかる評価は、財務状態の健全性、事業及び財務面でのリスク、格付機関に対する透明性、適時の財務報告など、数多くの要因に基づいている。こうした格付により、3Mの借入コストは低い水準に抑えられ、数多くの貸し手からの資金調達が可能となっている。2024年4月30日現在、当社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスからは「A3」の信用格付（見通しはネガティブ）を取得しており、S&Pグローバル・レーティングスからは「BBB+」の信用格付（クレジット・ウォッチはネガティブ）、フィッチからは「A-」の信用格付（見通しは安定的）を取得している。当社がPWS和解及びCAE和解を発表して以降、ムーディーズ・インベスター・サービス及びS&Pグローバル・レーティングスはそれぞれ、当社の信用格付を2回引き下げた。当社の資本構成にさらにレバレッジを加えることにより、将来における3Mの格付が変わる可能性がある。健全な投資格付水準を維持することが出来なかった場合及び格付機関によりさらに格付が引き下げられた場合は、当社の資金調達コスト、流動性、資本市場へのアクセスに悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、金利の上昇により支払利息が増加する可能性がある。

当社のエアロ事業体及びコンバット・アームズ耳栓和解に関連するリスク

* 当社は、エアロ事業体及びCAE和解に関連するリスクの対象となっている。

以前開示したように、エアロ・テクノロジーズは1999年頃からデュアルエンド・コンバット・アームズ（バージョン2）耳栓を販売していた。3Mは2008年にエアロ・テクノロジーズを買収し、この耳栓を2008年から2015年まで販売したが、この製品は製造中止となった。3Mとエアロ・テクノロジーズは、コンバット・アームズ耳栓が適切に使用されれば効果的で安全であったと信じているが、それにもかかわらず、耳栓に関連する多くの訴訟に直面した。2023年8月、当社とエアロ事業体は、請求者の参加を促進するように構成され、エアロ事業体及び/又は3Mが販売又は製造したCAEに関連するすべての訴訟及び申し立てられた請求を可能な限り解決することを意図した和解調書（「CAE和解」（修正を含む。））を締結した。CAE和解に基づき、3Mは2023年から2029年の間に総額60億ドルを拠出する予定である。請求者への支払は、CAEに関連するあらゆる請求の完全な放棄を3Mに提供することを含む一定の条件を満たすことが前提条件となる。2024年3月、CAE和解の最終登録日の時点で、請求者の99%超が和解に参加している。98%の参加基準を満たしたため（これは和解契約に基づく当社の撤回権を消滅させた）、当社は和解契約に定められた支払スケジュールに従い、2024年4月に支払を行った。CAE和解には、CAE和解への原告の予想される完全参加が達成されるかどうか、CAE和解への参加を拒否する原告による請求が将来的に相当数発生するかどうか、CAE和解が上訴若しくは異議申立てを受けるかどうか、CAE和解の対象となる製品に関連する追加訴訟（もしあれば）の提起及び結果、又はCAE製品若しくはCAE和解に関連する法律若しくは規制の変更を含むが、これらに限定されないリスクと不確実性が伴う。

当社の以前のヘルスケア事業であるソルベンタムのスピノフに関連するリスク

* 当社は、当社の以前のヘルスケア事業であるソルベンタムの独立公開会社への分離に関連するリスクの対象となっている。

2024年4月1日、当社は、当社のヘルスケア事業をソルベントム・コーポレーションとして知られる独立公開会社とするスピノフ計画を完了した。いずれの場合も予想された金額又は期間内で、その取引から予想される利益が実現する、又は取引の費用若しくはディスシナジー効果（関連する再編取引のコストを含む。）が予想される金額を超えないという保証はない。当該分離はまた、潜在的な事業の中断、当該取引に関連する事項に対する経営陣の時間の流用、当社の人材維持能力への影響、当社と顧客、従業員、規制当局及びその他カウンターパーティとの関係に対する潜在的な影響、並びに必要な同意若しくは承認が得られない又は基本的な取決めの条項に重大な変更を加えることを条件として得られるリスクを含む、当社及びその事業に課題を課す可能性がある。

当該分離に関連して、当社とソルベントムは、分離及び販売契約、移行サービス契約、税務契約、従業員契約、移行販売サービス契約、移行受託製造契約、株主及び登録権契約、知的財産クロスライセンス契約、マスター供給契約並びに逆マスター供給契約など、他方の会社の利益のために各社が一定のサービスを履行する又は商品を提供することを規定したさまざまな契約を締結した。これらの契約の写しは当社がSECに提出しており、上記の契約の重要な条項の概要は、2024年3月13日にSECに提出されたソルベントムの8-Kの別紙99.1として添付された、2024年3月13日付のソルベントムの情報説明書の「特定の関係及び関連当事者との取引-3Mとの契約」の項に記載されている。当社の支配の及ばないこれらの契約又はその他の関連条件に基づく履行は、当社の業務及び将来の財務業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当該分離後、当社は分離前よりも規模が小さく、多角的でない会社となるため、市場環境の変化及び市場のボラティリティなど、当社の業績に影響を与える要因の影響をより受けやすくなる可能性がある。さらに、ソルベントムが上述の契約に従って一時的に当社に提供する商品及びサービスの適切な代替品を当社が見つけれられない可能性、又はかかる代替品及びサービスがソルベントムが当社に提供するよりも高価になる可能性がある。

さらに、当該取引は、米国連邦所得税上の目的で、当社株主には非課税であることを意図しているが、当該取引がこの取扱いに適格となるという保証はない。スピノフが最終的に課税対象であると判断された場合、当社、ソルベントム、又は当社株主が、多額になる可能性のある所得税債務を負う可能性がある。これらの要因のいずれかが、当社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー及び当社普通株式価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。